

いきいき茨城ゆめ国体高萩市案内所設置要項

1 目的

この要項は、第74回国民体育大会高萩市歓迎接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者及び観覧者（以下「大会参加者」という。）の利便性を高めるため、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）の情報を広く提供するとともに市内周辺の観光情報等を発信するため、国体等の開催に伴い設置する案内所について必要な事項を定めることを目的とする。

2 案内所の種類及び設置場所

- (1) 案内所は総合案内所及び受付案内所とする。
- (2) 総合案内所の設置場所は、J R高萩駅周辺とする。
- (3) 受付案内所の設置場所は、各競技会場に原則として1箇所とする。

3 設置期間及び開設時間

各案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、業務の実情に応じて変更できるものとする。

(1) 総合案内所

設置期間は、競技会開催初日の2日前から競技会が終了する日までとし、開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、競技別リハーサル大会においては、設置しないものとする。

(2) 受付案内所

設置期間は、各競技会の開催期間とし、開設時間は、開始式（オープニングプログラム）の開始時刻又は競技開始時刻のいずれか早い方の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。

4 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技会場、練習会場、競技日程等の競技案内に関すること。
- イ 宿泊、輸送、交通の案内に関すること。
- ウ 観光及び物産等の案内に関すること。
- エ その他案内業務に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び資料等の配付に関すること。
- イ 競技会場、練習会場、競技日程等の競技案内に関すること。
- ウ 輸送、交通、宿舎、観光及び物産等の案内に関すること。
- エ 障害等のある方への対応及び案内介助誘導に関すること。
- オ 遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
- カ 問い合わせ等の対応及び迷子の保護に関すること。
- キ 一般観覧者に対する案内に関すること。
- ク その他各種案内に関すること。

5 備付物品・消耗品等

案内所には、業務に必要な物品、消耗品等を備え付け、管理運営する。

6 関係機関・団体等との連携

案内所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

7 その他

- (1) 競技別リハーサル大会に関する受付案内所の設置については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所の設置に関し必要な事項は、別に定める。